

比治山大学大学院・比治山大学・比治山大学短期大学部研究活動における不正行為への対応等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に基づき、比治山大学大学院、比治山大学、比治山大学短期大学部及び比治山大学短期大学部附属幼稚園（以下「本学」という。）における公的資金を用いた研究活動において、研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）への対応等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「公的研究費」とは、競争的資金等、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究資金をいう。

2 この要綱において、「研究機関」とは、前項の競争的資金等、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により、所属する研究者が研究活動を行っている全ての機関をいう。

3 この要綱において、「配分機関」とは、第1項の競争的資金等の配分をする機関をいう。

4 この要綱において、不正行為を次のとおり定める。

(1) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、ねつ造、改ざん、又は盗用。

ア ねつ造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。

(2) 前号以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

(責任体系)

第3条 本学における研究活動の不正行為の防止を推進するため、最高管理責任者、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究活動の不正行為の防止の推進について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動の不正行為の防止の推進について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、副学長をもって充てる。
- 4 研究倫理教育責任者は、各部局における研究活動の不正行為の防止の推進について実質的な責任と権限を持つものとし、学部長、研究科長、短大部長及び園長をもって充てる。
- 5 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に定める事項を行う。
 - (1) 本学において広く研究活動に携わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、研究者等に研究倫理に関する知識を定着、更新させること
 - (2) 本学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育を実施すること(研究データの保存・開示)

第4条 本学における研究データの保存期間及び開示すべき研究データの内容、期間、方法、開示する相手先については、最高管理責任者が別に定める。

(不正行為の通報等の取扱い)

第5条 不正行為に係る通報を行う者は、以下の各号に従いこれを行うものとする。

- (1) 何人も、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により、通報者が直接行う。
 - (2) 原則として顕名で行う。
 - (3) 不正行為を行ったとする研究者・グループの氏名又は名称、不正行為の態様等、事案の内容を明示し、かつ不正とする合理性のある理由を示す。
- 2 通報窓口は、通報を受けたとき又は本学研究者の不正行為の疑いが指摘されたときは、直ちに最高管理責任者に報告するものとする。この場合において、被通報者又は報道等により不正行為の疑いが指摘された研究者等（以下「被通報者等」という。）に本学以外の研究機関に所属する者が含まれる場合には、当該研究機関の長にその内容を通知するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、不正行為がこれから行われようとしているとの通報があった場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被通報者等に対し警告を行い、通報者に対し警告を行った旨を通知する。
 - 4 最高管理責任者は、通報に係る不正行為が既に行われたと認める場合は、被通報者等

が属する部局の長（研究倫理教育責任者）に命じ、次条に定める調査を行わせるとともに、通報者、被通報者等に対しその旨を連絡するものとする。

5 前項の場合において、最高管理責任者は、通報者、被通報者等及び通報内容等について調査を行う関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底させるものとする。

6 報道等により本学研究者等の不正行為に関する指摘がなされたときは、最高管理責任者は、その内容について報道関係者等に聞き取り調査等を行い、真偽を判断した上で次条に定める調査の可否を決定する。

（予備調査）

第6条 最高管理責任者は、通報又は報道等（以下「通報等」という。）の内容に応じて、第9条第3項に定める調査委員会の委員長となるべき者を責任者（以下「予備調査責任者」という。）に命じ、通報内容に関する予備調査を行わせ、調査結果を報告させるとともに通報等を受けた日の翌日から30日以内に本調査の可否を決定する。

2 予備調査は、次の各号に掲げる構成員によって行う。

（1）予備調査責任者

（2）最高管理責任者が必要と認める者 若干名

3 予備調査責任者は、被通報者等に対して証拠物件等の保全を命じるほか、必要な措置を講じるものとする。

4 予備調査では、通報等の際に示された理由等の合理性及び通報等により報告された行為に対する調査可能性について調査し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

5 最高管理責任者は、通報等の内容に合理性がないと判断したときは、その理由を付して本調査を実施しない旨を通報者及び被通報者等に通知するものとする。

（予備調査の結果に対する異議申立て）

第7条 通報者は、前条第5項の通知に対し正当な理由がある場合、通知を受けた日から14日以内に異議申立てを行うことができる。

2 予備調査の結果に対する異議申立ては、同一の理由で二度申し立てることはできない。
（調査実施可否の再検討）

第8条 最高管理責任者は、異議申立てが妥当であると判断した場合は、再度予備調査を行わせることができる。

2 前項の予備調査は、第6条に定める手続きを準用する。

(本調査及び調査委員会)

第9条 最高管理責任者は、予備調査の結果、通報等の内容に合理性があると判断した時は、調査委員会を設置し30日以内に本調査を行わせるものとする。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。ただし、通報者及び被通報者と利害関係のある者を除くものとする。

(1) 統括管理責任者

(2) 各学部長の中から最高管理責任者が指名する者

(3) 学外有識者

(4) その他最高管理責任者が必要と認める者

3 調査委員会に委員長を置き、前項第1号に定める委員をもって充てる。ただし、当該委員が前項ただし書きの規定に該当する場合は、最高管理責任者が指名する委員を充てるものとする。

4 本条第2項第3号に定める委員の数は、調査委員会委員の半数以上とする。

5 調査委員会委員は、学長が任期を定めて委嘱する。

6 本調査の実施にあたっては、最高管理責任者は、通報者、被通報者等に対しその旨並びに調査委員会構成員の氏名及び所属等を通知するものとする。また、必要に応じて公的研究費の配分機関及び文部科学省に対しても本調査の実施を通知するものとする。

7 通報者及び被通報者等は、前項の通知のあった調査委員会構成員について、通知を受けた日から14日以内に最高管理責任者に異議申立てを行うことができる。

8 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると認めたときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者等に通知するものとする。

9 最高管理責任者は、本調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る公的研究費の支出を停止することができる。

(調査方法及び権限)

第10条 調査委員会は、当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や関係者のヒアリング、再実験の要請などにより、調査を行うとともに被通報者等の弁明の聴取を行う。

2 調査委員会は、被通報者等に対し、再実験などにより再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者等が自らの意思によりそれを申し出ることができる。

3 前項の再実験等に要する設備等の使用及び経費の支出は、本学が保障する。ただし、被通報者等により同じ内容の申し出が繰り返し行われた場合、それが当該事案の認定等の先送りを主な目的にするものと調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。

4 調査委員会の調査に対し、通報者及び被通報者等などの関係者は誠実に協力するものとする。

5 調査委員会は、本学以外の研究機関において調査が必要なときは、当該機関に協力を要請する。また、他の研究機関等から調査要請があったときは誠実に協力する。

(調査対象となる研究)

第 1 1 条 調査の対象となる研究は、当該通報等に係る研究のほか、調査委員会の判断により関連した被通報者等の他の研究とすることができる。

(証拠の保全措置)

第 1 2 条 本調査に当たっては、通報等に係る研究に関して、証拠となる資料等を保全する措置を講じることができる。

2 調査委員会は、本学以外の研究機関において証拠の保全が必要なときは、当該機関に協力を要請する。また、他の研究機関等から要請があったときは誠実に協力する。

3 証拠の保全に影響のない範囲において、被通報者等の研究活動は制限しない。

(調査の中間報告)

第 1 3 条 本調査の過程において、公的研究費の配分機関からの求めがあれば、調査委員会は最高管理責任者の了解を得て、調査途上であることを付した中間報告を提出することができる。

(認定)

第 1 4 条 調査委員会は、本調査の開始後 1 5 0 日以内に調査内容をまとめ、不正行為の有無、内容、関与した者等について認定するものとする。

2 調査委員会は、前項で不正行為がなかったと認定される場合で、通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、悪意のある通報者として認定するものとする。

3 前項の認定を行うに当たっては、当該通報者に弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、本条第 1 項及び第 2 項の認定をした場合は、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

5 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科

学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

6 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

7 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知)

第15条 最高管理責任者は、前条の認定に基づく調査結果並びに本調査に携わった者の氏名及び所属を通報者及び被通報者等に通知する。また必要に応じて公的研究費の配分機関及び文部科学省に通知する。

2 最高管理責任者は、前条第2項の認定があった通報者が本学に所属していない者であるときは、通報者の所属する機関の長に通知する。

(不服申立て)

第16条 本調査における調査結果の通知を受けた通報者及び被通報者等は、その内容について通知を受けた日から14日以内に調査委員会に不服申立てを行うことができる。

2 本調査の結果に対する不服申立ては、同一の理由で二度申し立てることはできない。

3 本条第1項に定める期日までに不服申立てがない場合、通報者及び被通報者等は第14条の認定を認めたものとする。

4 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公正性に関わるものであるときには、最高管理責任者の判断により、調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。

5 不正行為があったと認定された場合に係る被通報者の不服申立てについて、調査委員会（前項ただし書きの場合における調査委員会に代わる者を含む。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。不服申立てを却下すべきものと決定したときは、被通報者等に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするとして調査委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受付けないことができる。

- 6 再調査を行う決定をしたときは、調査委員会は被通報者等に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求める。協力が得られないときは、再調査を行わず審査を打ち切ることができる。その場合、直ちに被通報者等に当該決定を通知する。
- 7 被通報者等から不服申立てがあったときは、調査委員会は通報者に通知する。また、必要に応じて公的研究費の配分機関及び文部科学省に通知する。なお、不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 8 調査委員会が再調査を開始したときは、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、当該結果を被通報者等、通報者及び必要に応じて公的研究費の配分機関及び文部科学省に通知する。
- 9 通報が悪意に基づくものであると認定された通報者から不服申立てがあったときは、調査委員会は通報者が所属する機関の長、被通報者及び必要に応じて公的研究費の配分機関及び文部科学省に通知する。
- 10 前項の不服申立てについて調査委員会（本条第4項ただし書きの場合における調査委員会に代わる者を含む。）は、30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。最高管理責任者は、当該結果を通報者、通報者が所属する機関の長、被通報者等及び必要に応じて公的研究費の配分機関及び文部科学省に通知する。

（調査結果の公表）

第17条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、不正行為に関与した者の氏名及び所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員会構成員の所属及び氏名、調査方法等が含まれるものとする。

- 2 不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。

（通報者及び被通報者等に対する措置）

第18条 最高管理責任者は、不正行為への関与が認定された者及び関与したとはまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）に対し、本学規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。また、被認定

者が本学に所属していない者であるときは、被認定者の氏名及び認定した理由等を被認定者の所属する機関の長に通知する。

2 最高管理責任者は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、調査に際して講じた研究費支出の停止の措置及び証拠保全の措置を速やかに解除する。また、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

3 最高管理責任者は、悪意のある通報者との認定(第6条の予備調査による場合を含む。)があった場合は、当該通報者が本学に所属している者であるときは、本学規程に基づき適切な処置をとるものとする。また、通報者が本学に所属していない者であるときは、通報者の氏名及び認定した理由等を通報者の所属する機関の長に通知する。

4 最高管理責任者は、通報者及び被通報者に対して、単に通報をしたこともしくは通報がなされたことのみをもって、不利益な措置等を行ってはならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、研究活動における不正行為への対応等に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (平成27年3月28日制定)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日改正)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月8日改正)

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月15日改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年12月27日改正)

この要綱は、令和5年12月27日から施行する。